

# 福岡県公報

平成三十一年一月八日  
第四千五十七号  
増刊  
①

## 目次

### 選挙管理委員会

○公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示

(市町村支援課) …………… 一

### 選挙管理委員会

#### 福岡県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年一月八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和三十年一月二十五日福岡県選挙管理委員会告示第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「第三号」を「第四号」に改める。

### 附則

この告示は、平成三十一年三月一日から施行する。